

浦野家通信 1月

〒550-0012
大阪市西区立売堀
1丁目9-10
HOWAビル701号
Tel:06-6536-7560
浦野会計事務所
第99号
発行人:所員一同



料金別納
郵便

新年あけましておめでとうございます。
旧年中も大変お世話になりありがとうございました。

私事ではありますが、今年で50歳となります。
36歳で独立してから皆様のおかげで14年間続けてこられたことに
心より感謝申し上げます。

今年も皆様の経営を少しでもサポートできるように
スタッフ一同頑張るとともに、
当事務所も皆様とともに成長できるように頑張っまいります。

浦野充敏 令和7年1月1日

1月 税務

10日（金）
12月分源泉所得税住民税の
特別徴収税額の納付

20日（月）
納期の特例を受けている場合、
7月～12月の源泉所得税の納付

- 31日（金）
- ・ 11月決算法人の確定申告と納税
 - ・ 5月決算法人の中間申告と納税
 - ・ 2月、5月、8月決算法人の
消費税の三か月ごとの中間申告
 - ・ 12月分社会保険料納付
 - ・ 償却資産（固定資産税）の申告

償却資産の申告について

1月中に償却資産の申告があります。
12月末までに仕入以外で10万円以上の
事業用の備品などの購入があれば
申告が必要になります。こちらからも
確認させていただきますので
担当までご連絡ください。



「103万円」の壁って？



「103万円の壁」見直しという言葉がここ最近ニュースや新聞でよく聞かれます。そこで今回は、この103万円の壁とは何なのか解説していききたいと思います。まずこの103万円というのは、一年間に給与の収入がこの金額を超えると所得税が課税されることになる基準となっています。

なぜ103万円を超えると所得税が課税されるのかというと、給与は収入金額にそのまま課税されるわけではなく、収入金額から給与所得控除という金額を控除した金額が給与所得として課税対象になります。給与収入が1,625,000円までの方については、55万円が給与所得控除として控除されます。103万円から55万円を控除すると48万円が給与所得となりますが、ここから基礎控除額が48万円を控除できますので最終的に課税所得はゼロとなります。

このことから給与収入が103万円を超えると課税対象となる金額が発生することになります。更に、この103万円の基準は以下の控除についても基準となるため注意が必要となります。

①配偶者控除

配偶者控除とは、納税者に所得税法上の控除対象となる配偶者がいる場合には一定の金額の所得控除が受けられる制度です。

配偶者控除の対象となる配偶者の要件の一つとして、その年の合計所得金額が48万円以下であることが規定されています。給与収入ベースでいうと103万円となり、ここでも「103万円」の基準が現れてきます。

②扶養控除

納税者に所得税法上の控除対象扶養親族となる人がいる場合には、一定の金額の所得控除が受けられます。これを扶養控除といいます。

この扶養控除の要件の中にも、その年の合計所得金額が48万円以下であることが要件として規定されており、ここでも103万円が基準となっております。

このように課税の境界の金額として、また、所得控除の適用の基準として様々な場面で年間103万円の給与収入が問題となってくるため「103万円の壁」という言葉が生まれることになりました。



元日と元旦の違い

元日や元日を何気なく使ってる方もおられるかと思いますが、厳密には違うとのこと。

元旦は「朝、夜明け」までを指しており、元日は「1月1日の1日中」を指しています。

また、お正月といえば食事！

お節には新年を寿ぐ、それぞれ意味のある食べ物が入っています。

知っておられる方もいらっしゃると思いますが、昆布は「締めはよろこぶ」、数の子は「代々数が増えて栄えるように」などなど…

ちなみにお雑煮の由来は、大晦日に神棚にお供えておいたお餅や野菜を入れて食べたことが起源だと言われているそうです！

このような知識を持って食べるとまた違う楽しみがありますね！

今年も1年皆様が健康でお過ごし頂けることをお祈りしております。

七草の日

1月7日は「上巳（じょうし）の節句（桃の節句）」「端午の節句（菖蒲の節句）」「七夕の節句」「重陽（ちょうよう）の節句（菊の節句）」と並ぶかつての五節句の一つ「人日（じんじつ）の節句」とされ、現在では、七草粥を食べて今年1年の無病息災を願う「七草の日」として広く知られています。

年の初めに出た新芽を摘み食す、日本古来の文化である「若菜摘み」と、1月7日にお吸い物に7種の野菜を入れ、無病息災を願って食す中国の文化が融合して始まった風習なのだそうです。

春の七草は「セリ・ナズナ・ゴギョウ・ハコベラ・ホトケノザ・スズナ（カブ）・スズシロ（大根）」で、どれも縁起がよいといわれているだけではなく、正月料理で疲れた胃腸を労わるにももってこいの食材です。ぜひ、今年は春の七草をたっぷり入れた七草粥にチャレンジしてみてください。